



許可番号 01808106189

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府舞鶴市字市場223番地の1
氏 名 株式会社京舞開発 代表取締役 倉橋 裕貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県嶺南振興局若狭保健所長 久住 健一



許可の年月日 平成29年8月16日
許可の有効年月日 平成34年8月15日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、解体又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類（自動車等破碎物を除く。）

（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上 7種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ（積替えまたは保管を行う場合に限る。）

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

(1) 平成29年8月16日 新規許可

5. 積替え許可の有無

福井県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無



住 所 京都府舞鶴市字市場223番地の1
 氏 名 株式会社京舞開発 代表取締役 倉橋 裕貴

平成29年7月14日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成29年8月16日

福井県嶺南振興局若狭保健所長 久住 健一



- 1 許可の年月日、有効年月日および許可番号
許可証のとおり
- 2 事業の範囲
許可証のとおり
- 3 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、産業廃棄物に係る積替えのための保管上限および積み上げができる高さ（積替えまたは保管を行う場合に限る。）
許可証のとおり
- 4 許可の条件
許可証のとおり
- 5 指示事項
 - (1) 当該許可に係る契約を行うときは、交付した許可証の写しを添付すること。
 - (2) 当該許可に係る業務について、次のとおり必要な事項を記載した帳簿を備えておくこと。
ア 記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

収集または運搬	1 収集または運搬年月日 2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名または名称、交付年月日および交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法および運搬先ごとの運搬量 5 積替えまたは保管を行う場合には、積替えまたは保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名または名称および住所ならびに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日および交付番号 4 運搬先ごとの委託量

備考 収集もしくは運搬、運搬の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

- イ 当該帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中におけるアに掲げる事項について記載しておくこと。（ただし、収集または運搬の2は管理票を交付または回付された日から10日以内に、運搬の委託の3は管理票に係る産業廃棄物の引渡しまでに記載すること。）
- ウ 当該帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。
- (3) 当該許可の有効期間満了に際し、引き続き当該許可に係る業務を行おうとするときは、当該許可の有効期限の2か月前までに当該許可の更新の申請書を正1部提出すること。
 - (4) 当該許可の事業の全部もしくは一部を廃止したとき、または住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、当該廃止または変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に届出を行うこと。
 - (5) その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）および関係法令を遵守すること。

6 不服申立ておよび取消訴訟の教示

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対して審査請求することができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。
- (3) (1)の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、(2)にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。